

アシエント奴隷貿易史* (1)

—イギリス南海会社のスペイン領アメリカへの
奴隷貿易を中心にして—

布留川正博

目 次

はじめに

I 16-18世紀初頭におけるアシエント奴隷貿易

- 1 試行的段階：1500-1580年
- 2 ポルトガルの独占：1580-1640年
- 3 列強間の争奪：1640-1713年

II イギリスのスペイン領アメリカへの奴隷貿易——1713年まで

III ヌトレヒト講和と南海会社のアシエント条約（以上、本号）

IV 南海会社の奴隷貿易

- 1 奴隷貿易の構造
- 2 密貿易
- 3 奴隷総数とその地域的配分
- 4 収益性の検討

おわりに

はじめに

いわゆる「大航海時代」の代表的事件、コロンブスの新世界（インディアス）「発見」とともに、スペイン人は、その原住民インディオをキリスト教（カトリック）に改宗させるためであれ、黄金を獲得するためであれ、征服事業を遂行するために西インド諸島ならびにアメリカ大陸に続々と植民した。ヨーロッパ

*本稿を執筆するにあたって、龍谷大学の池本幸三教授より貴重な資料をお貸しいただき、かつ、有益なコメントを賜った。記して感謝の意を表したい。

パ世界の一員たるスペインと新世界アメリカとの異文化的接触は、双方に多大な思想的・政治的・経済的影響を及ぼした¹⁾。しかし、双方の社会に対する相手方の影響の質や程度は、まったく異なっている。スペインは、約1世紀にわたる征服事業によって、新世界を自国植民地として築き上げ、そこから金、銀をはじめとする植民地物産を本国に持ち帰ることができたのに対して、インディオ社会は、その存在自体を全面的に否定され、悉く破壊され、略奪されたのである。この衝撃的過程をもっとも端的に示す指標は、アメリカ原住民人口の激減である。これについては後で詳しく述べることになるが、あらかじめ大まかな数値を挙げておくと、先コロンブス期の新世界の総人口は、4000万～8000万人であった²⁾が、16世紀末頃までに、約1000万人に減少した、と推定されている³⁾。

スペインは、広大な新世界に植民地体制を打ち建てるために、即座に使役できる労働力を必要とした。エンコミエンダやアシエンダなどの制度的形態⁴⁾の下で、多くのインディオが使役されたことは、言うまでもないが、既述の通り、その人口が急激に減少し、また、植民地の領域が拡大していったために、植民地が必要とする労働力は決定的に不足した。これを補充するために、アフリカから大量の黒人奴隷が新世界全体に導入されることになる。植民地社会の内部で、黒人奴隷がその社会を支える重要な歯車として始動したからには、この齒

1) 詳しくは、J. H. Elliot, *The Old World and the New 1492-1650*, Cambridge: Cambridge University Press, 1970 (J・H・エリオット著、越智武臣、川北稔訳『旧世界と新世界 1492-1650』岩波書店、1975年)、を参照のこと。エリオットは、この中で特に新世界がヨーロッパ世界に与えた全般的影響について述べている。また、スペイン人との接触によって引き起こされたインディオ社会(特にペルーの)の文化破壊ならびに文化変容については、N. Wachtel, *La Vision des Vaincus: Les Indiens du Pérou Devant la Conquête Espagnole 1530-1570*, Paris: Editions Gallimard, 1971 (N・ワシュテル著、小池佑二訳『敗者の想像力——インディオのみた新世界征服——』岩波書店、1984年)、を参照のこと。

2) ワシュテル、前掲訳、138ページ。

3) C. Palmer, *Human Cargoes: The British Slave Trade to Spanish America, 1700-1739*, Urbana, Chicago, London: University of Illinois Press, 1981, p. 3.

4) 特にメキシコにおけるエンコミエンダ、アシエンダについては、原田金一郎「メキシコにおけるアシエンダの形成——ラテンアメリカにおける大土地所有制の起源——」『歴史学研究』第466号、1979年3月、2-12ページ、を参照のこと。

車は、絶えず新しいものと取り換えられなければならなかった。というわけで、スペイン領アメリカへの奴隷の導入は、16世紀初頭から奴隷制が廃止される19世紀末まで続いたのである。カーティンの試算によると、この間植民地に導入された奴隷の人数は、全体で1,552,000人と推定されている⁵⁾。

けれども、スペインは、アフリカに黒人奴隷獲得のための拠点を保有していなかったため、その供給を外国に頼らざるをえなかった。スペイン王室は、このための制度的措置としてアシエント(asiento)を導入した。本稿は、スペインが新世界に植民地体制を創設し、かつ、それを維持していく上で必要不可欠の要素となった黒人奴隷を輸入するために制定された請負契約制＝アシエントの歴史を、鳥瞰的に眺めることをその主題としている。

16世紀初頭、カルロス1世(神聖ローマ皇帝カール5世)がスペイン国王に即位して以来本格的に開始されたアシエント奴隷貿易は、それ以降約250年の長期にわたる歴史を変遷した。この間、スペイン人は、アシエント契約に参画することはあったが、「汚らわしく、労苦の多い」奴隷貿易事業に直接手を染めることはなかった。スペイン領に奴隷を供給したのは、主として、ポルトガル人、オランダ人、フランス人、イギリス人であった。16世紀の間は、ポルトガル人が奴隷貿易を独占していたが、17世紀後半以降、他の3国も奴隷貿易事業に参加してきたため、スペイン領アメリカは、ヨーロッパの奴隷貿易列強が鎬を削る闘技場となった。そして、アシエントは、時を経るにしたがって、スペイン王室やインディアス評議会の国内的統制から離脱し、スペインをめぐる国際場裏の状況を反映する外交的手段として利用されていった。

イギリスは、チューダー朝エリザベス女王の時代より、西インド諸島ならびに新大陸のスペイン領との貿易に大きな関心を寄せてきた。スペイン継承戦争終結のためのユトレヒト講和(1713年)によって、イギリスは、長年の間、その獲得のために奔走してきたアシエント権を手に入れたのである。イギリスは、

5) P. D. Curtin, *The Atlantic Slave Trade: A Census*, Madison: University of Wisconsin Press, 1969, p. 46.

これによって毎年一定数量の黒人奴隷をスペイン領に送り込む権利を保有しただけでなく、それを突破口にして、合法、非合法を問わず、大量のイギリス商品をスペイン領に輸出することが可能となった。そして、かかるアシエント貿易権をイギリス政府から独占的に譲渡された会社が、イギリス史上かの「南海泡沫事件」の引き金を引いた張本人として有名な「南海会社 (The South Sea Company)」である。

そして、本稿のもう1つの主題は、イギリスのジョイント・ストック・カンパニー南海会社が18世紀前半行使したスペイン領への奴隷貿易活動の実態に迫ることである。これは、直接にはアシエント史の中に南海会社の活動を位置づけることになるが、それだけに留まらず、大西洋奴隷貿易史上イギリスが果たした役割、また、イギリスの奴隷貿易史における南海会社の位置を探ることに繋がる。これまで、日本における南海会社に関する研究は、既述の歴史的大事件「南海泡沫事件」とそれに関連する会社の金融・財政的側面を照射する上で重要な成果を取めてきた⁶⁾のであるが、会社の貿易活動、特に、奴隷貿易活動については、触れられることがあっても、詳細に取り上げられることがほとんどなかった⁷⁾。しかし、先取りして言えば、南海会社は、18世紀前半、イギリスが他の2大奴隷貿易国ポルトガル、フランスを押えて、大西洋奴隷貿易の主導権を握る上で、重要な役割を果たしたのである。以下の論稿で、アシエン

6) 我が国における南海会社および「南海泡沫事件」に関する研究には枚挙にいとまがないが、とりあえず次の諸論文を挙げておく。飯沼二郎「南海泡沫事件——イギリス「重商主義」の構造——」『京都大学文学報』第19号、1964年2月、99-166ページ。宮田美智也「商人資本なる範疇について——フッガー家と南海会社の資本範疇的分析——」『経済論集(金沢大学)』第12・13号、1975年3月、25-41ページ。同宮田「初期イングランド銀行と南海会社——イングランド産業革命前夜の商人資本について——」『金融経済』第151号、1975年4月、1-29ページ。大塚久雄「18世紀初頭におけるイギリスの対スペイン貿易について」『大塚久雄著作集』第6巻、岩波書店、1969年、328-339ページ。同大塚「スペイン継承戦争の経済的背景——18世紀初頭のイギリス重商主義の一面——」『大塚久雄著作集』第6巻、岩波書店、1969年、340-372ページ。鈴木俊夫『「泡沫会社禁止条例 (Bubble Act)」に関する一考察』『三田商学研究』第19巻 第4号、1976年10月、217-251ページ。

7) 筆者の知るかぎり、唯一の例外として、四元忠博「18世紀イギリスの南海会社 (The South Sea Company) の貿易活動(密貿易も含めて)について——いわゆる商人資本のある歴史的断面——」『社会科学論集(埼玉大学)』第48号、1981年12月、143-182ページ、がある。

ト通史およびその中でも特に南海会社の奴隷貿易活動の実態を展開する。

I 16-18世紀初頭におけるアシエント奴隷貿易

イギリスの南海会社がアシエント権を獲得する1713年以前の約2世紀にわたる期間は、大きく3つの時期に区分されよう。第1期(1500-1580年)は、スペイン植民地体制が形成される途上の、いわば過渡期に符合している。アフリカから送り込まれた黒人奴隷は、植民地経済を構成する不可欠の要素になりつつあった。黒人奴隷を植民地に導入することのできるアシエント許可状を獲得したのは、スペイン人だけでなく、神聖ローマ帝国内のドイツ人、フランドル人、ジェノヴァ人と多彩であった。しかし、実際にアフリカから奴隷を供給したのは、ポルトガル人である。第2期(1580-1640年)は、ポルトガルがスペインに併合されていた時期である。この期間中、ポルトガルは、名実共にアシエント権を行使してきた。第3期(1640-1713年)は、スペイン王室がアシエント権譲渡をめぐる動揺し、混乱に巻き込まれ、国際問題を抱え込んだ時期である。奴隷貿易において、ポルトガルの独占は崩壊し、新たに、オランダ、フランス、イギリスという新興奴隷貿易諸国が台頭してくる。そして、各列強は、スペイン領アメリカ市場を標的にして、争奪戦を繰り広げることになる。

1 試行的段階：1500—1580年

黒人奴隷が新世界にもたらされたのは、スペインの征服事業が開始された時に始まる。事実、コロンブスの第2回航海(1493-1496年)の際には、部下の何人かが奴隷を伴っていた、と言われている⁸⁾。この初期の奴隷は、ポルトガルによってイベリア半島に送り込まれ、そこで主人の身の回りの世話や家事労働に使役されていた家内奴隷で、後に、主人に付き添って西インド諸島や新大陸の征服に加わったのである⁹⁾。したがって、彼らは、スペイン征服者(コンキス

8) R. Mellafe, *Breve Historia de la Esclavitud Negra en America Latina*, Mexico: SEP Sentas, 1973 (R・メジャフェ著、清水透訳『ラテンアメリカと奴隷制』岩波現代選書、1979年)、21ページ。

タドレース)の仲間あるいは部下として新世界に侵入し、インディオとの関係で見ると、意識の点でも行動の点でもスペイン人と何ら変わりはなかった¹⁰⁾。インディオにとって、彼らは、いわば「黒い征服者」であった。征服に加わった黒人の中には、その功が認められ、解放された者もいたし、さらに、スペイン人と同等の地位にまで申し上がり、奴隷の所有者になる者もいた。もちろん、黒人の中には、インディオと同調して、スペイン人に対して反乱を起こす者もいた¹¹⁾が、初期の段階では、かかる事例は稀であった。「征服者奴隷」とでも呼ぶことのできるこの初期の黒人集団は、後に労働力として大量に輸入される黒人奴隷とはまったく異質の存在であり、黒人奴隷制の1つの側面にすぎない。

黒人奴隷が新世界の中で初めて送り込まれた場所は、エスパニョーラ島¹²⁾であった。スペイン王室は、1501年9月3日、ニコラス・デ・オバンド(Nicorás de Ovando)をこの島の総督に任命する書簡の中で、次のように述べている。

「わが臣民にしてスペイン国籍を有するキリスト教徒のもとで生まれ、特別の許可書を携帯するニグロその他の奴隷に限って移民を許可するものである」¹³⁾。この王室の制限の範囲内で、1505年、オバンドの要求に応じて、銅山で働かせるための奴隷17人が島に持ち込まれた¹⁴⁾。その後、何回か数十人規模の奴隷が同島に運ばれたようである。彼らは、先の書簡から分かるように、原則としてスペイン本国から運ばれたクリスチャン・ニグロでなければならなかったが、

9) H. S. Klein, *The Middle Passage: Comparative Studies in the Atlantic Slave Trade*, Princeton, N. J.: Princeton University Press, 1978, p. 5.

10) Klein, *ibid.*, p. 7; メジャフエ『ラテンアメリカと奴隷制』, 35ページ。

11) E. Donnan, *Documents Illustrative of the History of the Slave Trade to America*, Vol. I, New York: Octagon Books, Inc., 1965 (The First Edition 1930) (以下、Documents と略す), p. 14.

12) 現在のドミニカ共和国およびハイチ共和国のある島。この島は、コロンブスの第1次航海(1492-1493年)の際に「発見」され、スペイン植民地帝国を築く上で拠点とされた島である。

13) E. Williams, *From Columbus to Castro: The History of the Caribbean, 1492-1969*, London: Andre Deutsch, 1970 (E・ウィリアムズ著、川北総訳『コロンブスからカストロまで——カリブ海域史, 1492-1969』I, 岩波現代選書, 1978年), 39ページ。なお、オバンドが実際にエスパニョーラ島に向けて出帆したのは、翌年2月13日であった。当日、彼は、2,500名の部下を乗せた30隻の船を率いてカディス港を後にした。

14) Donnan, *Documents*, Vol. I, p. 14.

それ以外の奴隷も運び込まれたらしい。このことは、1506年、オバンド総督が島からベルベル人や異教徒の奴隷を追放した事実から推測できる¹⁵⁾。

けれども、スペイン本国に住む奴隷の数は限られていただけでなく、新世界の征服が進むにつれて大量の奴隷を送り込むことが必要となった。エスパニョーラ島では、スペインの征服が進展するにしたがって、インディオの人口が減少していった。1492年当時、同島に20~30万人のインディオが居住していたが、1508年には早くも6万人に減少し、1514年には14,000人、1570年にはただ2集落を残すのみで、インディオの生命破壊は脅威的な速さで進行した。このような事態は、エスパニョーラ島ばかりでなく、他の西インド諸島や新大陸でも、各地域によって程度の差こそあれ、進行したのである¹⁶⁾。

とまれ、エスパニョーラ島の人口減少は、何らかの方法で補償しなければならなかった。1つの方法は、他の西インド諸島からインディオを強制的に連行すること¹⁷⁾であり、もう1つは、大量に黒人を輸入することであった。このようにして、カリブ海の他の島々もスペインの植民地と化した。1508-1511年の間に、プエルト・リコ、ジャマイカ、キューバが征服された。そして、以上の島々も、時期を遅れてエスパニョーラ島と同様の経過を迎えることになる。たとえば、キューバでは、征服当初6万人の原住民が居住していたが、1544年に、早くも1000人に減少している¹⁸⁾。この間、インディオ保護を王室に訴えるバルトロメ・デ・ラス・カサス (Bartolomé de las Casas) のような人道主義的聖職者の勢力的な活動によって、カルロス1世は、1542年、インディオの処遇改善

15) Donnan, *ibid.*, p. 14.

16) この急激な人口減少の直接的原因としてまず第1に挙げられるのは、天然痘、はしか、感冒などの伝染病である。これは、スペイン人が持ち込んだもので、インディオには免疫がなかったため、罹患しやすかったものと考えられる。しかし、人口減少という現象は、ヨーロッパ文化との接触に伴うインディオ社会の文化変容(破壊)過程の中に構造的に位置づける必要があるだろう。この点、詳しくは、ワシュテル『敗者の想像力』、136-152ページ、を参照のこと。

17) J. Lockhart and S. B. Schwartz, *Early Latin America: A History of Colonial Spanish America and Brazil*, Cambridge: Cambridge University Press, 1983, p. 46.

18) H. S. Klein, *Slavery in the America: A Comparative Study of Virginia and Cuba*, Chicago: University of Chicago Press, 1967, p. 139.

と保護を定めた法令を發布したが、この頃には、すでに西インド諸島の主要な島々の原住民は、ほぼ全滅に近かったのである。

したがって、残された手段は、黒人奴隷を大量に導入することだけであった。もちろん、この間、白人移民も奨励されたが、その人数は、取るに足りなかった。植民地側は、即座に使役できる労働力を必要としていたが、スペイン王室の基本的な植民地政策は、この植民地側の要求を容易に満たすことができなかった。というのは、黒人を含めて植民地に必要な物産は、スペイン本国が独占的に供給することになっていたからである¹⁹⁾。スペイン王室は、この目的のために「指定港制度」を設け、1493年には、コロンブスの進言によって、西インド諸島貿易に従事する唯一の港としてカディスが選ばれた。次いで1503年、インディアス商務院 (Casa de Contración de Indias)²⁰⁾の創設に伴い、セビーリャがカディスに代わってスペイン本国と新世界を結ぶ唯一の都市となった²¹⁾。そこで、新世界への輸出品およびそこから本国への輸入品は、すべてこの商務院を通さなければならなかった。

かかるスペインの植民地政策は、新世界の黒人奴隷に対する要求が高まるにつれて、現実には妥協せざるをえなかった。なぜなら、奴隷も1つの商品であるからには、セビーリャの商務院を通して自国船で新世界にそれを送り込むことが植民地独占体制の原則となるべきであったが、スペインは、黒人奴隷の供給地アフリカには何ら拠点を確保していなかったからである。しかし、スペイン王室は、少なくとも形式上は、この独占体制にあくまで固執し、新世界に奴隷を送り込む業務から外国人を廃除する方策を採用しようとした。ここに、アシエント (asiento) と呼ばれる奴隷貿易の請負契約が歴史の舞台に登場する構造

19) G. Scelle, "The Slave Trade in the Spanish Colonies of America: The Assiento," *The American Journal of International Law*, Vol. IV, No. 3, July 1910 (以下, "The Assiento" と略す), p. 612.

20) 商務院は、当初、財務官、財務監査官、業務官という3人の官吏によって構成されていたが、数年後、首席水先案内官というポストが増設され、その初代首席にはメリゴ・ヴェスブッチが選ばれた。その業務は、本国と新世界間の船舶、移民、商品などを認可、監督、記録することであった。また、経済政策や植民地政策を王室に提言することもその任務としていた(ウィリアムズ『コロンブスからカストロまで』I, 47-48ページ)。

が、除々に形成されつつあった。

アシエントは、元来、国家の公益事業、またはその管理のために、スペイン王室と民間人との間で取り交わされる請負契約であって、税金の徴収、兵員の補充、植民地事業、物品や労働力を供給する管理事業などをその業務内容としていた²²⁾。しかし、それは、16世紀初め、新世界征服に伴う労働力不足を解消するため、黒人奴隷を導入する奴隷貿易を主たる事業内容とする新たな形態で出現したのである。アシエントの目的は、新世界に奴隷を供給することばかりでなく、それを付与することによって得られる契約料や税金を王室の財源として確保することでもあった。

新世界に黒人奴隷を導入するための最初の許可状 (licencia) は、スペイン王室によって1513年に発行され、これが、その後大量の奴隷を新世界に導入する第一歩となった²³⁾。契約者は、奴隷1人当たり2ドゥカード²⁴⁾の税を王室に前納し、その代わりに許可状が与えられた。貿易独占政策の原則にしたがって、その後数年の間は、ポルトガル商人によって一旦セビーリャに運ばれた奴隷を西インド諸島に輸出していたため、その人数はかなり限定されていた。けれども、植民地側からの度重なる要望に対して、スペイン王室は、アフリカから直接新世界に向けて奴隷を送り込むことを許可する政策変更を余儀無くされた。これによって、スペインの貿易独占体制に1つの風穴が開けられたのである。

1510年代には、エスパニョーラ島の金の採掘は底を尽き²⁵⁾、他方、キューバ島の金の採掘は絶頂期を迎えていた²⁶⁾。このため、エスパニョーラ島では、金を採掘する代わりに、砂糖を生産しようとする試みが行なわれた。1516年、ゴンザロ・デ・ベドーサによってこの島に初めて製糖工場が持ち込まれた、と言

21) セビーリャの独占体制は、1717年まで続いた。

22) Scelle, "The Assiento," p. 614.

23) Donnan, *Documents*, Vol. I, p. 15; メジャフエ『ラテンアメリカと奴隷制』, 58ページ。

24) スペイン王室財政の収支勘定は、ドゥカードを計算単位としていた。1ドゥカードは370マラベディーで、1銀ペソは272マラベディーであった。また、1金ペソは450マラベディーに相当した(メジャフエ, 前掲訳, 124ページ)。

25) Lockhart/Schwartz, *op. cit.*, p. 75.

26) 1517年頃、年間10万ペソの金が採掘されていた(Klein, *Slavery in the Americas*, p. 129)。

われている²⁷⁾。製糖業は、西インドの他の島々、ジャマイカ、プエルト・リコ、キューバにも次第に広がっていったが、そのためには大量の労働力を導入する必要があった。西インド諸島の労働力不足をさらに深刻なものにしたのは、そこから大陸への人口流出である。1519年にはメキシコに対して征服事業が開始され、1523年にニカラグア、1524年にグアテマラ、1527年にユカタン、1532年にペルー、とスペイン植民地は拡大を続けた²⁸⁾。この中でも特にメキシコのアステカ王国の富を求めて、大量の人口移動が1520年代に始まっている²⁹⁾。これに対して、スペイン王室は、1526年、移動を厳重に禁止する措置を採ったが、焼け石に水であった。

かかる植民地の状況に対応して、カルロス1世は、1518年8月18日、寵臣のひとりである当時ブレッサ総督のローラン・ド・グヴノーに対して植民地に黒人奴隷を運んでもよい最初の独占的許可状を与えた³⁰⁾。これは、5年間に4,000人の黒人奴隷を西インド諸島に送り込むことのできる許可状であったが、褒償として与えられたため、王室の財源を潤すことはなかった。グヴノーは、この独占的許可状をセビーリャのジェノヴァ人に25,000ドゥカードで売り払った。しかし、許可状が誰の手に渡ろうと、実際に奴隷を供給したのはポルトガル商人であった。この許可状は、それ以前のものとは比べると奴隷の数量が桁違いに多かったのであるが、それでも植民地側の需要を十分に満たすことができなかった。このため、西インド諸島ではプランター達は、輸入数量の不足とそれによって生じる奴隷価格の高騰に対して不満の声をあげていた³¹⁾。王室は、グヴノー以外にも数多くの許可状を発行したので、彼の許可状の独占的性格は次第に薄れていった。

27) これは、すでにカナリア諸島において黒人奴隷を使役して作動していた製糖工場を技術者ともどもエスパニョーラ島に移されたものであった。この工場は、馬、牛または奴隷が製糖機の周りを歩いて車軸を回す仕組みの、いわゆる「トラビチェ」型の製糖工場であった (Lockhart/Schwartz, *op. cit.*, p. 75; ウィリアムズ『コロンブスからカストロまで』I, 20ページ)。

28) Lockhart/Schwartz, *ibid.*, p. 84.

29) Klein, *Slavery in the Americas*, p. 131.

30) Scelle, "The Assiento," p. 619; Donnan, *Documents*, Vol. I, p. 16, pp. 41-42; メジャフェ 『ラテンアメリカと奴隷制』, 59ページ。

1528年2月12日には、アウグスブルグのウェルザー家の2人の代理人ハインリッヒ・エヒンガーとエロニムス・ザイラーに対して4年間に4,000人の奴隷を送り込む許可状が与えられている³²⁾。この権利を獲得するため、ウェルザー家は、2万ドゥカードを王室に払い込んだ。この契約において、アシエント＝奴隷供給請負契約の体裁がほぼ整ったと言える³³⁾。このアシエント許可状では、奴隷の売却地にはキューバ、エスパニョーラ、ジャマイカの西インド諸島のほか、大陸では新たにユカタン半島を含むメキシコ地域が加えられた。

王室の独占的なアシエント許可状制の下では、許可状を付与された者が奴隷を直接供給するのではなかった。それは、最終的に奴隷を供給するポルトガル人の手に渡るまで数多くの商人の手を経たので、その値段は、当初の2～3倍に値上がりした、と言われている³⁴⁾。許可状の価格が上昇するにつれて、奴隷の価格も値上がりし、早くも1525年頃メキシコでは、奴隷1人当たりの平均価格は、200ペソに上昇している。さらに、この頃すでに奴隷貿易を隠れ蓑にした密貿易がポルトガル商人によって行なわれていた³⁵⁾。このため、スペイン王室は、1532年、アシエント許可状の発行の権限をインディアス商務院とセビーリャのコンスラード (consulado)³⁶⁾の手に委ねた。これは、奴隷供給を拡大し、奴隷価格の高騰を抑制せよとする植民地側の要求に応えるとともに、奴隷貿易においてもセビーリャの独占体制を確立し、密貿易を阻止するために採られた措置であった。それに、多額の契約料を受領して王室財政を潤すことも重要な狙いであった。

31) Scelle, *ibid.*, p. 619; Donnan, *ibid.*, p. 16.

32) Scelle, *ibid.*, pp. 619-620; メジャフエ『ラテンアメリカと奴隷制』, 59ページ。

ウェルザー家は、この時奴隷輸入の権利を獲得しただけでなく、コロンビア北部のサンタ・マルタ地方の鉱山開発権やベネズエラの征服と植民地開発の権利をも確保した。

33) Scelle, "The Assiento," p. 620.

34) メジャフエ『ラテンアメリカと奴隷制』, 60ページ。

35) Scelle, "The Assiento," p. 620.

36) コンスラードは、商人の同業組合であり、かつ商取引上の係争を処理する法廷でもあった。セビーリャのコンスラードは、新世界との貿易の独占権を与えられ、また、同様の組織は、新世界の各地に創設された(メジャフエ『ラテンアメリカと奴隷制』, 90ページ)。

16世紀末までにインディアス商務院が発行した許可状は、膨大な数にのぼっており、メジャフェは、それを大きく6つに分類している³⁷⁾。許可状数の多い順に挙げると、次の通りである。1)王室と特別の協約を結んだ一般民間人、商人、征服者、事業家など。2)王の側近や宮廷・インディアス枢機会議 (El Consejo Realy Supremo de las Indias)³⁸⁾・インディアス商務院の関係縁者。3)スペイン出身の征服者のうち、征服以外にも王室に対し著しい貢献をなした者。4)財源確保を目的として奴隷売買に投資したカビルド (cabildo)³⁹⁾。5)征服者および征服に協力した功労者。植民地拡大に対する貢献とその出費の見返りとして許可状が与えられた⁴⁰⁾。6)新世界に派遣された役人や王室の代理人、聖職者。さらにひとつ付け加えておく必要がある。常に慢性的な財政難に陥っていたスペイン王室は、16世紀の初めの数十年間、植民地から本国に送られてきた莫大な富をしばしば本国の港で差し押え、王室財政に割り当てた。この強制借上金に対し、王室は、フロ (公債) の形で比較的高い利子を支払った。しかし、このフロは、容易に奴隷輸入の許可状に転換することができたのである。

このように、スペイン植民地の維持や拡大に貢献した数多くの個人や団体に付与された有償、無償の許可状は、膨大な数にのぼり、セビーリャのテグレスでは一種の信用証券の形で売買された⁴¹⁾。その結果、許可状は、セビーリャであらゆる品物と交換できる、いわば交換貨幣のような機能を果たしたようだ。

16世紀の間にスペイン植民地に輸入された黒人奴隷の人数は、アシエント許可状を付与された者と実際に奴隷を供給した者 (ポルトガル人) とが分離していたため、正確な数値を与えることはできない。しかし、その概数は、カーティンによって示されている。この数値はかなり低めのものと思われるが、彼によ

37) メジャフェ、前掲訳、63-64ページ。

38) 1524年に創設された植民地統治の最高決定機関。

39) カビルドは、中世スペインの特権都市に起源をもつ、一定の自治権を与えられた行政機構の末端組織であり、植民地社会の各地域に創設された。

40) たとえば、エルナーン・コルテスやフランシスコ・ピサロには征服許可だけでなく、相当数の黒人奴隷を導入することのできる許可状も与えられている (メジャフェ『ラテンアメリカと奴隷制』、30ページ)。

41) Scelle, "The Assiento," p. 620.

第1表 スエバ・エスパーニャにおけるインディオ以外の人口構成
(1570-1580年のセンサスによる)

管轄区域	人種	スペイン人	黒人	ムラート*	メスティーツ**
メキシコ		9,495	10,595	1,050	2,000
ミチョアカン		1,035	1,765	200	200
スエバ・ガリシア		1,270	2,375	75	75
トゥラスカラ		1,531	2,958	100	100
ユカタン		420	265	20	10
オアハカ		560	481	50	50
チアパス		400	130	0	0
計		14,711	18,569	1,495	2,435

〔備考〕 * 白人と黒人との間の混血人

** 白人とインディオとの間の混血人

〔資料出所〕 G. A. Beltrán, "The Slave Trade in Mexico," *Hispanic American Historical Review*, Vol. XXIV, No. 3, Aug. 1944, p. 414, によって作成。

ると、1521-1550年の期間にスペイン領アメリカに導入された黒人奴隷総数は、15,000人であり、1551-1595年の期間では、36,500人である、とされている⁴²⁾。また、1570-1580年の期間に実施されたスエバ・エスパーニャのセンサスの結果は、第1表に示した通りである。これによると、黒人は、メキシコだけでも1万人を越していることがわかる。時代は少し後になるが、1614年のセンサスによると、ペルーのリマでは全住民25,454人のうち、黒人は10,386人を占めていた⁴³⁾。さらに、キューバでは、1606年頃には約2万人の黒人がいた、とされている⁴⁴⁾。

以上の断片的な資料によっても、スペイン植民地体制が確立される途上にあった16世紀の間に、スペイン植民地へ奴隷が輸入された全期間(16-19世紀)の数量から見れば取るに足りない数量であるとしても、多くの奴隷が新世界に導入されたことが分かる。より重要なことは、この時期に、黒人奴隷の労働力が、

42) Curtin, *op. cit.*, p. 25.

43) F. Romero, "The Slave Trade and the Negro in South America," *Hispanic American Historical Review*, Vol. XXIV, No. 3, Aug. 1944, p. 382.

44) Klein, *Slavery in the Americas*, p. 142.

スペイン植民地体制の全体的構造の中で必要不可欠の要素となったことである。西インド諸島においては、16世紀半ばまでにインディオ人口は壊滅的な打撃を被り、砂糖、カカオ、タバコ、綿花などのプランテーション作物を生産し、食料その他の日用品を自給するために、黒人奴隷の使役は、絶対的な必要条件であった。インディオ人口が比較的潤沢であったメキシコやペルー副王領⁴⁵⁾においてさえ、銀鉱山の採掘や植民地内の自給生産を行なう上で、黒人奴隷は、重要な位置を占めていたのである。

スペイン帝国は、しかし、自らの手で直接黒人奴隷を供給する人材および組織を欠いていたため、アシエント許可状を様々の人に付与したのである。これによって、スペイン王室は、植民地の差し迫った要求に応え⁴⁶⁾、自らの体面を保つことができたばかりでなく、許可状の税収入を危機に瀕した王室財政に組み入れることができた。けれども、すでに述べたように、黒人奴隷をアフリカから新世界に供給したのは、大西洋奴隷貿易に先鞭をつけたポルトガル商人であって、このため、アシエント奴隷貿易は、その当初から貿易と航海の独占を計るスペイン植民地政策の根幹を揺がす「トロイの木馬」となったのである。ポルトガル商人は、合法的に認められる輸入数量以上の奴隷を持ち込んだばかりか、植民地役人を抱き込み、かなり大量の奴隷以外の商品を非合法に持ち込んだのである。この背景には、本国の産業が衰退したため、植民地にとって必要な物産を本国が満足に供給しえない状況が存在したのであるが、ポルトガル商人から見れば、奴隷貿易こそは、「新世界市場に殺到した財貨を隠すもっとも容易な手段であり、かつ有効な隠れ蓑」⁴⁷⁾であった。かかる事実は、16世紀のみならず、17、18世紀においても真実である。

45) とはいえ、メキシコやペルーにおいてもインディオの生命破壊は、16世紀中に著威的な速さで進化した。ワシュテルによると、メキシコの人口は、1519年には約2,500万であったのが、1532年に1680万、1548年に630万、1568年に265万、1580年に190万、そして1605年には107万5000人にまで激減し、また、ペルーの人口も同じく、1530年頃におよそ800万であったのが、1590年頃には約130万人に減少した、とされている(ワシュテル『敗者の想像力』、138ページ、152ページ)。

46) しかし、植民地プランターが満足できる奴隷数を獲得することは難しかった。

47) Scelle, "The Assiento," p. 618.

2 ポルトガルの独占：1580-1640年

フェリーペ2世治下の1580年、ポルトガルがスペインに併合されたことによって、アシエント奴隷貿易をめぐる複雑な事態は、回避できる方向に向かった。つまり、許可状を付与される者と奴隷を供給する者との分離が解消され、臣民となったポルトガル人にアシエントによる奴隷供給を一手に任せる見込みが生じた。植民地プランターの中には、このような希望的観測をしていた者が少なからずいたようである⁴⁹⁾。しかし、スペイン、ポルトガル間の対立、ことに貿易上の利害の対立を即座に解きほぐすことはできなかった。アンダルシアのコンスラドの利己的政策が採用された結果、両国の経済的、商業的分離は引き続き保持されることとなった⁴⁹⁾。

ポルトガル商人がアシエント権を獲得するために執拗に努力を重ねたにもかかわらず、スペイン王室は、1595年1月30日、スペイン人⁵⁰⁾ペドロ・ゴメス・レイネール (Pedro Gomez Reynel) とアシエントを取り交わした。この契約では、毎年4,250人の黒人奴隷を9年間にわたって合計38,250人を供給することとされ、植民地の入港先はカルタヘナ1港に指定された⁵¹⁾。この港は、17世紀を通じスペイン領全体への奴隷受け入れ港として、その地位を保持した。現地代理人の活動領域は、ティエラ・フィルム (現在のコロンビア北部とベネズエラ地域) を除くスペイン植民地全域となっていたが、ブエノス・アイレスについては一定の制限が加えられた⁵²⁾。レイネールは、この契約に対して毎年王室に10万ド

48) ウィリアムズ『コロンブスからカストロまで』, 64-65ページ。

49) Scelle, "The Assiento," p. 621.

50) Scelle, *ibid.*, p. 622. なお、レイネールの画籍について、メジャフェとドナンはポルトガルとしているのに対し、ベルトラーンは、'フランダースかカスティリア (スペイン) としている (メジャフェ『ラテンアメリカと奴隷制』, 65ページ; Donnan, *Documents*, Vol. I, p. 17; G. A. Beltrán, "The Slave Trade in Mexico," *Hispanic American Historical Review*, Vol. XXIV, No. 3, Aug. 1944, p. 416). この点について、確たる証拠は得られていないが、一応ここでは Scelle に依拠してスペイン人としておく。

51) Donnan, *ibid.*, p. 17; Scelle, *ibid.*, p. 622; Beltrán, *ibid.*, p. 415; メジャフェ, 前掲訳, 65ページ。

52) ブエノス・アイレスでの奴隷の売却は、1回限り600人に限定された (メジャフェ, 前掲訳, 92ページ)。

ゥカードずつ総額90万ドゥカード支払うこととなった。これ以外に、彼は、奴隷貿易の独占の保証金として15万ドゥカードを支払い、その代わりに、スペイン王室は、密貿易を取り締まることを約した。しかし、レイネールのアシエント貿易は、成功しなかったようである。彼は、一定数の許可状をアフリカに拠点を持つポルトガルの奴隷商人に売りつけて利益を得ようとしたが、彼らは、巧妙な手口で密貿易を行なった。

レイネールの失敗に鑑みて、スペイン王室は、これまで実際に奴隷を供給してきたポルトガル人にアシエント権を与えることが得策であると判断した。政治的にはすでに自国の臣民となったポルトガル人にそれを与えてはならない確固たる理由がなくなっていたからでもある。王室は、1600年、レイネールのアシエント権を破棄して、ポルトガル人で当時アンゴラ総督であったジョアン・ロドリゲス・コウティーニョ (João Rodrigues Coutinho) と契約を結んだ。彼自身は間もなく死亡したため、彼の兄弟のゴンサーロ・ヴァエス・コウティーニョ (Gonçalo Vaes Coutinho) がそれを引き継いだ。アフリカの奴隷集積地としては、ギニア湾沿岸が中心であったが、この頃からアンゴラ地域からも奴隷が輸送されたようである⁵³⁾。

コウティーニョの営業も前任者同様順調でなく、1609年には破産に追い込まれた⁵⁴⁾。インディアス商務院の意向を組んで、その後数年間アシエントは留保されてきたが、国庫が底をついたため、1615年、新たなアシエントが取り交わされた。アントニオ・フェルナンデス・デ・エルヴァス (Antonio Fernandez de Elvas) は、富裕なポルトガル商人で、8年間にわたって、毎年3,500人の黒人奴隷をスペイン領に送り込む権利を獲得した。この独占権に対して、毎年115,000ドゥカードを支払うこととされた⁵⁵⁾。この契約では、黒人奴隷購入の

53) しかし、アンゴラ地域からの輸送は、距離が長く、中間航路での死亡率が高かったため、リスクが大きくなった。それゆえ、奴隷船の船長は、赤道以北のギニア湾からの輸送を好んだ (Beltrán, "The Slave Trade in Mexico," pp. 416-417).

54) Scelle, "The Assiento," p. 624.

55) Beltrán, "The Slave Trade in Mexico," p. 418.

ために植民地側が支払った種々の植民地物産や黒人に与える食料については免税の許可が与えられ、また、現地代理人が大陸の奥地まで入り込んでよい許可が認められた⁵⁶⁾。

続いて、1623年、マヌエル・ロドリゲス・ラメーゴ (Manuel Rodrigues Lamego) がアシエント権を獲得し、期間8年、毎年3,500人の奴隷を供給することとなった。契約料は、年間12万ドゥカードとされた。彼は、アシエント貿易で「財政的に成功を収めた最初の人」⁵⁷⁾または「契約期限の最後まで実行できた最初の人」⁵⁸⁾と評されている。この期間の最後にアシエントを獲得したのは、同じくポルトガル人のクリストバル・マルティネス・ソサ (Cristobal Martinez Sossa) とメルショール・ゴメス・アンジェル (Melchor Gomez Angel) であった。1631年から8年間にわたって毎年2,500人の奴隷を供給することとされたこの契約に対して、彼らは、毎年95,000ドゥカードを払い込まなければならなかった。そして、1640年、ポルトガルがスペインから独立した⁵⁹⁾ことを契機に、一連のポルトガル人によるアシエント奴隷貿易は終止符を打つことになる。

これまで述べてきたように、17世紀の前半、40年間におよぶポルトガル人のアシエントの内容は、契約料や輸入数量に若干の相違が認められるが、大筋においてほぼ同じである。入港地としては、1615年、ペラ・クルスが追加されている。これは、メキシコおよびその周辺地方が、西インド諸島やベネズエラとコロンビアの太平洋岸地方とともに、奴隷に対する需要が高まっていたからである。17世紀を通じて、「メキシコ市場は、奴隷貿易業者にとって楽園 (パラダイス) であった」⁶⁰⁾。西インド諸島やその周辺の大陸部にはかなり大量の奴隷が供給され、価格も比較的安かったようであるが、それ以外の多くの地域にお

56) Beltrán, *ibid.*; Scelle, "The Assiento," p. 625.

57) Donnan, *Documents*, Vol. II, p. 105.

58) Scelle, "The Assiento," p. 625.

59) ポルトガルが正式に独立を認められるのは、1668年である。

60) Beltrán, "The Slave Trade in Mexico," p. 415.

いては、奴隷供給は払底していた。その理由は、カルタヘナとベラ・クルスが入港地として指定され、そこから他の地域へ奴隷を輸送するためには、パナマを中継地として太平洋航路を経由しなければならなかったからである。また、そのためには特別の許可が必要で、奴隷業者の出費と危険負担が大きかったからでもある⁶¹⁾。

メジャフェが述べているように、スペイン植民地への黒人奴隷の輸入は、2つの段階から成り立っている⁶²⁾。第1段階は、アフリカから植民地側指定港までポルトガル商人によって運ばれる過程で、第2段階は、上陸地を起点としてそこから各地域へ運ばれる過程である。ポルトガル商人が受け持ったのは、特別なケースを除き一般には第1段階までで、第2段階は、関税障壁や通行制限を乗り越えるためもあって、スペイン人やクリオーリョ（植民地生まれの白人）から成る独自の奴隷商集団によって担われた⁶³⁾。この植民地内奴隷商の組織は、メキシコ、ベラ・クルス、リマ、サンティアゴなどの大都市や主要港に形成されていた。しかし、このような現地奴隷商の活動にもかかわらず、奥地への奴隷供給は慢性的に払底していたので、現地プランター達は、ブラジル各地の港と連携してリオ・デ・ラ・プラタに大規模な密貿易を組織し、自ら必要な奴隷を確保しようとした⁶⁴⁾。

3 列強間の争奪：1640-1713年

1640年、ポルトガルが独立の旗を掲げたために、スペイン王室は、アシエント政策の転換を余儀なくされる。これまでのところ、アシエント貿易は、密貿易が何ほどかあったとしてもスペイン国内の政治上・財政上・経済上の問題であった⁶⁵⁾か少なくとも、形式上はそうであった。王室は、スペイン人が反乱者

61) メジャフェ『ラテンアメリカと奴隷制』、66ページ。

62) メジャフェ、前掲訳、96-97ページ。

63) メジャフェ、前掲訳、111-112ページ。

64) メジャフェ、前掲訳、67ページ。

65) Scelle, "The Assiento," p. 626.

(ポルトガル)と通商関係を持つことを固く禁じた。無論、これにはアシエント奴隷貿易も含まれていたのである。ポルトガルに代わりうるのは、この時点ではオランダだけであった。オランダは、すでに1599年、ポルトガルからその奴隷集積地として重要であったサン・トメ島を奪い、アフリカにおけるポルトガルの覇権を脅かしていた。また、1634年にはスペインからベネズエラ北方の小島クラサオ島を奪い、カリブ海にも拠点を築いていた。スペイン王室も一時オランダにアシエント権を与えることを考慮したが、1568年以来続いてきたオランダとの政治的・宗教的対立は、オランダ独立戦争の過程で深まるばかりで、結局、これを断念せざるをえなかった。

スペイン王室は、1640-1662年の間アシエントを誰とも結ばなかった。しかし、その結果、スペインは重大なジレンマに悩まされることとなった。つまり、奴隷貿易を中止すれば、「本国の冷たい仕打ちと労働力不足に対する植民地の不満がつのるばかりか、植民地経済の破綻の危険も極度に高まり、奴隷輸入による税収入も減少する」⁶⁶⁾こととなり、植民地は密貿易に依存する以外に方法はなかったし、また、逆に、奴隷貿易を続行しようとするれば、長年の仇敵に利権を譲り渡すだけでなく、そのためにこれまで保持してきた自らの宗教的信条を放棄することを意味したのである。20年余りの間宗教的信条に固執し奴隷貿易を犠牲にしたため、現実には前者の困難な事態が発生することとなった。

この頃にはすでに、スペインを除くほとんどすべてのヨーロッパ列強は、アフリカに拠点を確保し、カリブ海でもスペインの支配体制を侵食し始めていた。イギリスは、アフリカのガンビア地域に拠点を開発し、カリブ海では、バルバドス、ジャマイカ、アンティグア、モントセラト島などに侵食していた。フランスは、アフリカではセネガル、ダホメ地域に、カリブ海ではマルティニーク、グアドループなどに拠点を創設していた。16世紀末から17世紀にかけて、オランダ、イギリス、フランスの各列強が採用した反スペイン政策は、まず新世界におけるスペインの領土独占を掘り崩し自らの植民地を建設すること、また海

66) メジャフェ『ラテンアメリカと奴隷制』、68ページ。

賊行為、私拿捕業⁶⁷⁾によってスペイン植民地から金銀をはじめとする物産を略奪すること、さらに密貿易を通じてスペイン植民地との通商ルートを確保し植民地物産を獲得すること、この3つであった⁶⁸⁾。

この20余年間のアシエント空白期間に、数量としては微々たるものであったが、スペイン人自身が営んだ奴隷貿易が知られている。それは、フィリッピンのマニラから太平洋を渡ってアカブルコに輸入されたチーノ (chino) と呼ばれる奴隷であった⁶⁹⁾。しかし、この奴隷の品質は劣っており、またその数量も限られていたため、到底植民地の需要を満たすものではなかった。したがって、植民地が頼みにすることができたのは密貿易だけであった。当時密貿易を担っていたのはオランダであり、状況を知り尽くしていたスペインの現地役人もこれに妥協せざるをえなかった。

スペインの貿易独占政策の根幹を脅かす密貿易が横行しただけでなく、これまでアシエント権を付与することによって得られていた税収入が無くなり、王室の財源が枯渇したこともあって、スペインは新たなアシエント体制を再建せざるをえなくなった⁷⁰⁾。無論、このためには自らの宗教的信条を棚上げにしなければならなかった。とはいえ、スペイン王室は、誰が実際に奴隷を供給するかについては無頓着で、表面上可能な限りスペイン国民にアシエント権を与えようとしたので、一応その体面を保てたと言える。

1662年、ドミニコ修道士の仲立ちによって、王室は、ジェノヴァ商人ドミンゴ・グリッロ (Domingo Grillo) およびアムプロジオ (Ambrosio)、アグスティーン (Agustín)、フランコ (Franco) のラメリーン (Lamelín) 3兄弟とアシエントを取り交わした⁷¹⁾。一般に「グリッロ契約」の名で知られるこのアシエント

67) 海賊および私拿捕業については、さしあたり、J. Esquemeling, *The Buccaneer of America* (J・エスケメリング著、石島晴夫編訳『カリブの海賊』誠文堂新光堂、1983年)；別枝達夫『海軍史の舞台』みすず書房、1979年；天川潤次郎「16・7世紀の英・西関係をめぐる私拿捕船」『経済学論究（関西学院大学）』第12巻第2号、1958年7月、を参照のこと。

68) ウィリアムズ『コロンブスからカストロまで』I, 81-93ページ。

69) Beltrán, "The Slave Trade in Mexico," p. 420.

70) Donnan, *Documents*, Vol. II, p. 105.

では、毎年3,500単位 (piezas de Indias)⁷¹⁾、7年間で24,500単位の奴隷をスペイン領に輸入することとされた。スペイン王室に支払う税金は、毎年30万ペソであった。しかし、それまでに植民地のプランター達は、オランダとの密貿易を盛んに行なっていたため、アシエント業者がそこに割り込んでいくのは難しかった。それに、彼らの奴隷供給も主としてオランダのクラサオ島に依存していたのである。彼らの奴隷価格は密貿易業者よりも高く、その数量も少なかった。そのため、プランターは彼らの営業を快しとしなかった。事実、ポルト・ベリョでは現地代理人が何度となく生命を脅かされ、また、契約者の1人アグスティーンは、ベラ・クルスからメキシコ市まで奴隷を運ぶ途中、反乱に巻き込まれ殺されている⁷²⁾。それでも、彼らはオランダの密貿易業者と妥協し、1668年に契約を更新した。

スペイン王室は、続いて1674年、2人のカスティリア商人、アントニオ・ガルシージャ (Antonio García) とセバステアーン・デ・シリセオ (Sebastián de Siliceo) とアシエントを結んだ。この契約では、毎年4,000単位、5年間で総計2万単位輸入することとされた。また、税金は毎年45万ペソであった⁷⁴⁾。このアシエント業者の資本は、オランダアムステルダム銀行を後盾に持つバルタサル・コイマンス (Baltazal Coymans) から出資されていたが、抵当権の破産に伴って、スペイン政府は、1676年権利失効を通知した。その後、このアシエント権はセビーリャのコンスラードに委託され、セビーリャ商人が多数その許可状

71) Beltrán, "The Slave Trade in Mexico," p. 421.

72) pieza de Indias とは、労働力としての奴隷の資質を基準にした奴隷数量の計算単位で、年齢、体格、健康などに関して一定の条件を満たしている奴隷1人を1単位 (ピエサ) とした。たとえば、完全に健康な奴隷の場合、年齢だけを基準にすると、5～10歳は $\frac{1}{2}$ 単位、10～15歳は $\frac{1}{3}$ 単位、15～30歳は1単位、30歳以上は $\frac{1}{4}$ 単位とされた (J. G. Sperling, *The South Sea Company: An Historical Essay and Bibliographical Finding List*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1962)。もちろん、この基準は大体の目安であり、また、スペイン役人の樹函の余地が残されていた。とまれ、実際の輸入人数は、この単位数よりも多いことになる。たとえば、後で触れるポルトガルのカンセウ会社の契約では、2,500単位=4,000人とされ、また、イギリスの南海会社の場合、1単位= $\frac{1}{4}$ 人程度であった。

73) Beltrán, "The Slave Trade in Mexico," p. 422.

74) Beltrán, *ibid.*, p. 423.

を受け取るが、彼らの営業もまたガリシニアと同様はかばかしくなかった。

ガルシニアのアシエント権が失効しようとしていた1679年、今度はジェノヴァ商人フアン・バロソ・デル・ポソ (Juan Barroso del Poso) がアシエント権を獲得し、クラサオから奴隷を輸入することを認められた。彼は1682年に契約を更新し、その際オランダと密接な関係にあったニコラス・ポルシオ (Nicolás Porcio) を仲間に加えた。バロソはその後まもなく死亡したので、アシエント権は実質上ポルシオのものとなり、オランダとの金融的結び付きが強化された。そして、ついに、オランダ西インド会社の出資者の1人でもあったコイマンスが、1685年アシエント権を落札した。ガルシニアのアシエントの際にも金融的な結び付きを保持していたコイマンスは、自らアシエント貿易を行使することとなった。そして、これまで密貿易やスペイン人およびスペイン在住のジェノヴァ人のアシエント業者を通じて、いわば裏道から奴隷をスペイン領に供給してきたオランダは、名実共にアシエント貿易に携わることになったのである。

1640年以降、合法、非合法を問わず、スペイン領アメリカに輸入された奴隷は、アフリカから直接スペイン領に運ばれたというよりむしろ、カリブ海諸島、ことにクラサオ島を中継して運ばれた。この傾向は、バロソの契約以降特に顕著となった。これによって1航海の長さが短縮され、危険負担も減少したが、メンテナンスや輸送などの費用が嵩んだため、スペイン領での奴隷価格は高騰した。ちなみに、その平均価格が400ペソにも上昇したことがあったらしい⁷⁵⁾。また、コイマンスの時期には、アシエント業者によって運ばれた奴隷を区別するために焼印の商標が押されていた。

スペイン王室は、海外の所領を異教徒（特にオランダ人）の手で汚されるのを恐れて、再びスペイン国民にアシエント権を与えようとした。1694年、カラカスの富裕なスペイン人ベルナルド・マリーニ・デ・グスマーン (Bernardo Marín de Guzmán) は、契約に署名するとすぐに奴隷を供給することのできる

75) Beltran, *ibid.*, p. 425.

ヨーロッパの主な植民地会社を調査した。その結果、彼は、俗にカシェーウ (Cacheu) 会社の名で呼ばれるポルトガルの王立ギネア会社を最適と決め、この会社と下請け契約を取り交わした。けれども、彼は契約を履行する前に死亡したため⁷⁶⁾、カシェーウ会社は、スペイン王室にグスマーンとの契約を盾にアシエント権の譲渡を迫った。当初、インディアス枢機会議がこれを拒否していたが、王室財政の窮迫とポルトガル大使が申し入れた好ましい譲渡料を考慮し、結局、会社の要求を認めることになった。かくして、1696年6月7日から1703年3月7日までポルトガルは再びアシエントを行使することになった。

ポルトガル、フランス、イギリス、オランダなどの拡張主義的列強は押し並べて、17世紀に海外進出の手段としてジョイント・ストック・カンパニー制を導入した。アフリカでは各列強共皆 (fort) と商館 (factory) を設け、互いに相手を牽制し合っていた。奴隷貿易に携っていた各国の主な会社を挙げておくと、オランダの西インド会社 (1621年設立)、イギリスの王立アフリカ会社 (同1672年)⁷⁷⁾、フランスのギネア会社 (同1685年)、それにポルトガルのカシェーウ会社 (同1692年) である。以上の会社は、スペイン植民地との奴隷貿易にも食指を動かしていたのである。オランダ西インド会社が合法、非合法を問わずアシエント貿易に深い関わりを持っていたことは、既述の通りであるが、その他の会社も、後述のごとくアシエント史の舞台に現われることになる。

カシェーウ会社のアシエントでは、6年8ヶ月の間に1万トン⁷⁸⁾の奴隷をスペイン領へ輸入することとされた。会社が王室に納める税金は、コンスラードあるいは財務局の官吏が徴収する通常税と独占権料の2種類から成り立ってい

76) 一説によると、グスマーンは、リスボンからアメリカへ行く途中クラサオのオランダ人に殺されたらしい (Scelle, "The Assiento," p. 633).

77) 王立アフリカ会社の奴隷貿易については、K. G. Davies, *The Royal African Company*, London: Longmans, 1957; およびそれに基づいた池本幸三氏の論文、「王立アフリカ会社と奴隷貿易」(1)(2)『経済学論集 (龍谷大学)』第8巻第2号; 同第3号, 1968年9月; 1969年1月, がある。また、経営史的側面からは、山田 勝『近代イギリス貿易経営史』創成社, 1981年, 特に、「第4章 ロイヤル・アフリカ会社」がある。

78) 1 トンは、3 単位に相当する。これを奴隷人数に換算すると、約48,000人となる。

た。会社は、前者に1トン当たり112½ペソ、後者に20万ペソを支払うこととされた⁷⁹⁾。このアシエント貿易で会社は、当初見込んでいた程ではないにしろ、かなりの利益をあげた、と言われている⁸⁰⁾。会社は、契約によって定められた合法貿易を遂行するだけでなく、セビーリャリスボンの商人の委託代理人として植民地に商品を運んで利鞘を稼いだ。しかし、そのために現地では会社の代理人とスペイン役人との間に何度となくトラブルが生じた。また、1697年、フランス海軍の提督プアンティ侯とサン・ドマング総督デュカスがスペイン領カルタヘナで行なった略奪⁸¹⁾は、会社の貿易活動に手痛い損害を与えたようである⁸²⁾。

この事件の損害保障をめぐる、アシエントは、スペイン、ポルトガル間の国際問題に発展していった。ポルトガル側の主張はこうである。アシエントは実質的に国際条約であるから、それをめぐる紛争は両王室間の外交問題として処理されるべきである。そして、われわれが独占権料として初めに払い込んでいた20万ペソの中から損害を賠償せよ、と。しかし、スペイン側はこれに真っ向から反対した。アシエントは純国内的問題であるから、何か事が起こればインディアス枢機会議で処理されるべきであり、また、会社が被った損害はスペイン側の責任ではない、と。両国の主張は平行線を辿るように思われた矢先、フランスがその間に割り込んで調停工作を始めた。ルイ14世は、ヨーロッパ列強間の力関係、特にイギリスとの対立関係を考慮して、今ポルトガルを敵に回すことは危険である、と判断した。そして、結局、フランスの調停によって、ポルトガルの要求は大巾に値切られて両国間の和解が成立した⁸³⁾。時あたかも、スペイン継承戦争が勃発せんとしていた1701年6月18日のことである⁸⁴⁾。この

79) メジャフェ『ラテンアメリカと奴隷制』、71ページ；Scelle, "The Assiento," p. 633; Beltrán, "The Slave Trade in Mexico," p. 428.

80) Scelle, *ibid.*, p. 635.

81) この略奪行為の詳しい様子は、エスケメリング『カリブの海賊』、222-227ページを参照のこと。

82) Scelle, "The Assiento," p. 635.

83) ポルトガルは、30万クルザードの保障金を受領することになった (Scelle, *ibid.*, p. 637).

84) この和解条約は、F. G. Davenport, *European Treaties bearing on the History of the*

和解条約によってアシエントをめぐるスペイン、ポルトガル両国間の紛争に結着がつくと同時に、新たに両国間の同盟関係が約された。

カシェーウ会社のアシエント期間中、他のヨーロッパ列強の密貿易は減少した、と言われている⁸⁵⁾。会社は、スペイン植民地が要求する奴隷や商品をすべて自分の力で調達できるとは考えていなかった。というのは、ポルトガルは、すでに奴隷貿易における独占的立場を掘り崩され、思い通りの数量を調達することができなかつただけでなく、17世紀末からブラジルのミナス・ジェライスを中心とする金鉱開発の急速な発展によって奴隷労働力の需要が増大していたからである。そこで、カシェーウ会社は、イギリス、フランス、オランダと協定を結び、奴隷や各種の商品を調達した。

列強の中でもフランスは、17世紀末頃からアシエント貿易に並々ならぬ熱意を示し、カシェーウ会社に接近を計ろうとしていた。リスボン在任のフランス人資産家は、会社の株を多く保有しており、また、リスボン駐在フランス大使は、フランスギニア会社のためにカシェーウ会社から注文を取るよう指示されていた。しかし、18世紀に入ると、フランスはこのような懐柔的な手段を捨て、より攻撃的な活動に移っていった。すなわち、ポルトガルに代わって、自らがアシエントを獲得しようとしたのである。ブルボン家ルイ14世の孫アンジュー公爵は、フェリペ5世としてスペイン国王に宣せられ、1701年4月にはすでにマドリードに入っていた⁸⁶⁾。フランスにとって条件は整っていた。新しいスペイン王室の下で、インディアス枢機会議が当初フランスにアシエント権を譲渡することに反対したが、結局、この意見は無視され、1701年8月27日、フランスのギニア会社がアシエント権を獲得した⁸⁷⁾。

United States and its Dependencies, Vol. III, Gloucester, Mass.: Peter Smith, 1967, pp. 29-50 (Documents No. 88) に取められている。

85) Scelle, "The Assiento," p. 638.

86) J. H. Elliot, *Imperial Spain 1469-1716*, London: Penguin Books, 1971 (J・H・エリオット著、藤田一成訳『スペイン帝国の興亡 1469-1716』岩波書店、1982年)、425ページ。

87) スペイン王室による批准は、同年9月14日、また、ギニア会社のそれは、同年10月31日であった。

34ヶ条にわたるこの契約の概要は、次の通りである。

1) ギニア会社は、1702年3月1日から10年間にわたって毎年4,800単位 (piezas de Indias) の黒人奴隷をスペイン領アメリカに送り込む独占的権利を保有する(第1条)。2) 黒人奴隷が実際何単位植民地へ輸入されようとも、毎年4,000単位について1単位当たり100リーヴル(33 $\frac{1}{3}$ ペソ)総額40万リーヴル課税されるものとする(第2条)。3) 戦争の場合、輸入数量は3,000単位を越える必要がなく、総額30万リーヴル課税されることとする(第6条)。4) ある年の不足分は、次の年またはアシエント期間中に補うことができる(第6条)。5) 会社は、スペイン王室の火急の必要を満たすため20万ペソを前貸しする(第3条)。6) スペイン、フランス両王室はそれぞれ、会社創設資本400万リーヴルの $\frac{1}{4}$ ずつ出資する。スペイン王室が出資できない場合は、会社が代わりに年利息8%で前貸しする(第28条)。7) 黒人奴隷は、フェノス・アイレスを含めてスペイン領アメリカの大西洋岸のすべての港に運ぶことができる(第9、10条)。8) ベルー副王領へ奴隷を運ぶためにパナマその他の太平洋岸の港で船をチャーターすることができる(第11条)。9) 会社はスペイン領の各港にフランス人4~6人を駐在させることができる(第12条)。10) アシエント終了後、会社は、スペイン領での営業を整理するために、さらに3年間活動できる(第32、34条)。⁸⁸⁾

フランスギニア会社のアシエントは、その与えられた条件に関する限り、カシェーウ会社の場合と本質的な差異はない⁸⁹⁾。けれども、それは、形式的にはスペイン王室とギニア会社との単なる契約であるとしても、当時の国際関係の中にそれを位置づけてみると、両王室間の国際条約としての性格が浮かび上がってくる。上で述べたように、両王室が会社の株式に $\frac{1}{4}$ ずつ出資し、公的に会社の営業に関係することになっただけでなく、18世紀初頭の国際関係における両国の同盟関係がこのアシエントを通じて確保されようとしたのである。スペインにとって、在りし昔の栄華を回復し、帝国の再興を計るためには、イギリスやオランダなどの植民地への侵入によって弛緩した本国と植民地との関係を

88) Davenport, *op. cit.*, Vol. III, pp. 51-74 (Documents No. 89).

89) Scelle, "The Assiento," p. 640.

強化し、植民地の富を滞りなく本国に持ち帰ることが必要であった。しかし、諸外国の侵入を防ぐには、当時のスペインの力だけでは何とも致し方がなく、これを指導しうる強力な国(フランス)との同盟が必要であった。他方、フランスは、自らの勢力下にスペインを抱き込み、イギリス、オランダに対抗する意図を持っていた。それは、すでにルイ14世の孫がフェリペ5世としてスペイン国王の座に即いたことで一部実現されていた。そして、両国の同盟関係は、アシエントを媒介にしてより強固なものにされようとしたのである。それは、この契約書の前文に、「外国人(イギリス、オランダ人―筆者)がインディアスに奴隷を導入することは、即刻阻止されなければならない」⁹⁰⁾と謳われていることから窺い知ることができる。

けれども、フランスは、もちろん、スペインの死重をすべて引き受けるつもりはなかった。のみならず、スペイン植民地の富を自国にもたらすことが最大の利益だと考えていたのである。それに、グアデループ、マルティニーク、サン・ドマングなどの自国領のプランテーションに奴隷を供給することが、フランスにとって最優先の課題であってみれば、毎年4,800単位もの大量の奴隷をスペイン領に送り込むことができるかどうかは問題であった。フランスは、17世紀後半以降本格的に奴隷貿易に乗り出し、アフリカのセネガル川流域やゴールド・コーストのウィダに砦を築き、奴隷貿易列強に仲間入りしていた。しかし、西インド諸島の自国領への奴隷輸入は、17世紀末頃から急激に増加したため⁹¹⁾、ギニア会社がスペイン領に大量の奴隷を供給することは、土台無理であった。かてて加えて、18世紀初頭から始まったスペイン継承戦争が、奴隷供給の面で重大な阻害要因となった。ギニア会社は、奴隷不足分を補うためにポルトガルと取引しようとした⁹²⁾が、ポルトガルもまた、当時ブラジルでの奴隷需

90) Davenport, *op. cit.*, Vol. III, p. 65.

91) サン・ドマングへの奴隷輸入は、1681-1738年の期間、年平均3,530人、マルティニークの場合、1664-1735年の期間、年平均1,690人、グアデループの場合、1700-1778年の期間、年平均2,680人であった(Curtin, *op. cit.*, pp. 79-80).

92) Scelle, "The Assiento," p. 646.

要が高まり、他国へ奴隷を供給する余裕はなかった。

フランスギニア会社は、スペイン領へ奴隷以外の商品を持ち込むことを禁じられていたが、これまでのアシエント業者の例に漏れず、当初から密貿易活動を行なった⁹³⁾。ルイ14世は、戦費調達のため密輸を許可し、さらに奨励さえしたのである。また、王は、北アメリカにおける領土拡張の野望を抱き、ミシシッピ川流域へ侵出する意図をあからさまにしていた。しかし、1706-1707年のフランスの軍事的失敗のために、スペインに対するフランスの影響力は極度に低下し、インディアス枢機会議は、ギニア会社からアシエント権を取り戻し、自らの統制下に置こうと画策していた。一方、スペイン領から外国人=異教徒の影響力を排除し、密貿易を阻止するというアシエントの大義名分にもかかわらず、ヨーロッパ列強は、ギニア会社の営業の不振に付け込み、密貿易を大々的に展開していた。ポルトガルは、カラカスで当地の役人の許可を得て営業していたし、ベネズエラにはオランダ領クラサオ島から奴隷とその他の商品が送り込まれていた。イギリスは、ジャマイカからカルタヘナやポルト・ベリョに密輸品を持ち込み、さらに、太平洋岸のパナマを経てペルーやチリまで貿易ルートを延ばしていた。

かかる状況の下で、フランスギニア会社のアシエント貿易は、当初の意図に反して惨憺たる結果に終わり、1710年、会社は破産宣告を受けた。スペイン継承戦争終結のためのユトレヒト講和条約が締結された時(1713年)、ルイ14世が当初期待していた目的は何ひとつ達成されなかった、と言われている⁹⁴⁾。スペイン王室の財政はより貧困になり、植民地の管理は手をつけられず、以前よりも一層無法状態になっていた。そして、植民地貿易の主要な部分は、イギリスとオランダの手中にあった。イギリスは、フランスからアシエント権を奪うため1706年頃からスペイン王室に接近し、イギリス・スペイン間のアシエントの素案⁹⁵⁾さえ作成していた。そして、ユトレヒトの講和に際して、イギリスが最

93) 会社の最初の奴隷船 (the Hironnelle) は、数多くの非合法商品を積んでいた。

94) Scelle, "The Assiento," p. 644.

重要な獲得目標としたのが、このアジエント条項であった。

II イギリスのスペイン領アメリカへの奴隷貿易——1713年まで

はじめに述べたように、スペイン領アメリカへの侵出をもくろむイギリスの拡張主義的政策は、すでにエリザベス1世の時代から存在していた。奴隷貿易との関連で想起されるのは、サー・ジョン・ホーキンス (Sir John Hawkins, 1532-1595年) であろう。彼の第1次航海 (1562-1563年) の際には、ギニア湾沿岸で300人以上の奴隷を獲得し、それをエスピノーラ島で皮革、ジンジャー、砂糖、真珠などと交換に売り捌いた⁹⁵⁾。無論、これは密輸活動であったけれども、イギリスにおける奴隷貿易の先鞭をつけた歴史的事件として評価されている⁹⁷⁾。

イギリスが本格的にスペイン領アメリカへ奴隷を供給し始めるのは、イギリス最初の奴隷貿易独占会社、王立アフリカ企業家会社 (The Royal Adventurers Trading to Africa, 1660-1672年) の設立以降である。1640-1662年のアジエント空白期間には、主としてオランダのクラサオ島からスペイン領に奴隷が密輸入されていたが、この期間の終わり頃、正隆には1662年3月バルバドス島にスペイン商人が来訪し、ヘルー副王領に送る奴隷を購入したい旨、島の総督 Walrond に告げた⁹⁸⁾。総督は、もし、スペイン商人に奴隷を売り渡せば、航海条例に抵触することになるので、しばらく躊躇したが、結局、オランダとの対抗関係を考慮して、これを許可した。この時、スペイン商人は、400人の奴隷を1人当たり125~140ペソの価格で買うことができた。

これ以降、イギリス本国政府は、スペイン領アメリカとの貿易に並々ならぬ

95) この素案の基本的内容は、フランスの契約を下敷きになっている (Donnan, *Documents*, Vol. II, pp. 16-21, Documents No. 18).

96) Donnan, *ibid.*, pp. 44-47.

97) E. Williams, *Capitalism and Slavery*, New York: Russell & Russell, 1961 (E・ウィリアムズ著、中山毅訳『資本主義と奴隷制——ニグロ史とイギリス経済史——』理研社、1968年)、40ページ。

98) Donnan, *Documents*, Vol. II, p. 110.

熱意を示し、バルバドスとジャマイカ総督に対して、10%の税金を支払えば、スペイン人が島で黒人奴隷を購入してもよい許可を与えた。スペイン人に奴隷を売却するために、島のプランターは特別の許可状を取得しなければならなかったが、王立アフリカ企業家会社は、これを免除された。この政府の施策は、プランター側、会社側双方にとって不満の種となった。というのは、会社側は、奴隷売却の独占権が得られなかったために、これに反発したのであるが、他方、プランター側は、会社に免税の特権が与えられたことに反発した。

しかし、プランターの中には、さらに進んで、スペイン領との貿易が島にとって損失になると考えた者もいた。バルバドスの Sir Paul Painter の請願は、その典型的な例である。この中で、彼は、スペイン領に奴隷を供給すれば、島への奴隷供給が不足するだけでなく、そのために奴隷の価格が高揚し、島のプランターが損失を被るとともに、島の物産（特に砂糖）とスペイン領の物産が競合しているため、スペイン領への奴隷供給はそこでのプランテーションの発展を促し、島の発展を阻害する、と主張した⁹⁹⁾。これに対して、会社側は、スペイン領との貿易を促進することによってオランダ-スペイン領間の貿易を妨げることができるだけでなく、イギリス領西インド諸島に正貨をもたらす、と主張した。さらに、この貿易が島の奴隷供給を妨げたことはないし、スペイン領において奴隷は銀鉱山採掘鉱夫や家の召使として使役されているので、島の物産と競合しない、と反論した¹⁰⁰⁾。これ以降も、奴隷貿易を取り扱う独占会社、すなわち王立アフリカ会社や後で詳述する南海会社、とプランターは、これと類似の議論を何度となく繰り返すことになる。とまれ、プランターにとって最重要の問題は、島の経済を支える奴隷労働力を安定的に獲得できるかどうかにあった。

1662年のアジエント復活に伴い、契約者グリッロは、奴隷供給先をオランダ西インド会社だけでなく、王立アフリカ企業家会社にも求めてきた。1663年、

99) Donnan, *ibid.*, p. 111.

100) Donnan, *ibid.*, p. 112.

グリッコの代理人とアフリカ会社は、毎年3,500人の黒人奴隷をバルバドスとジャマイカを通じてスペイン領に供給する下請け契約を取り交わした¹⁰¹⁾。この時初めて、イギリスは、対スペイン植民地奴隷貿易においてオランダと競争する現実的機会を得たと言える。けれども、毎年3,500人という数量は、会社が西インド諸島の自国領プランテーションで使役するために運ぶことのできた最大限の値であった。それに加えて、翌年第2次イギリス・オランダ戦争(1664-1667年)が起ったため、会社の奴隷供給が不安定になり、この契約をほとんど履行することができなかった。したがって、スペイン領に奴隷を供給する事業におけるイギリスのオランダに対する初めての挑戦は、不成功に終わったのである¹⁰²⁾。

けれども、イギリスは、依然としてスペイン領アメリカとの貿易に与る展望を失ってはいなかった。西インド諸島の地理的条件からすれば、イギリスのジャマイカは、オランダのクラサオより好ましい位置にあった。また、奴隷価格の点でも、ジャマイカはクラサオより幾分安かった¹⁰³⁾。1672年、王立アフリカ企業家会社の後を引き継いで設立された王立アフリカ会社(The Royal African Company of England)は、スペイン領への奴隷供給の可能性を探っていた。イギリス政府もまた、1660年以降何度となくバルバドスとジャマイカの総督に対して、スペイン領との貿易を推進するよう指示を与えていた。イギリス領から商品としての奴隷をスペイン船で輸出することは、厳密な法解釈からすれば、先に述べた通り航海条例を侵犯する行為であった。国内の法務次官(Solicitor General)の見解はこのようのものであったが、政府はこれを無視して、スペイン領との貿易を推進するよう各総督に回状を送った。西インド諸島の中でも特にジャマイカの総督は、この貿易に重大な関心を払っていた¹⁰⁴⁾。

101) Davies, *op. cit.*, p. 43, p. 327.

102) Davies, *ibid.*, p. 327.

103) 当時のある記録作家によると、ジャマイカの奴隷価格は、110ペソで、これはクラサオより20ペソ安い、と報告されている(Davies, *ibid.*, p. 328).

104) ジャマイカ総督の中でも特に、Sir Thomas Linch と Hender Molesworth は、この貿易を積極的に推進しようとした(Davies, *ibid.*, p. 332).

とはいえ、アシエント権がガルシーアの手に握られていた1670年代には、スペイン領との目立った取引は行なわれなかったようである。1680年代になると、数百人規模の取引がバルバドスとジャマイカで行なわれている。たとえば、1684年3月14日付の王立アフリカ会社の代理人の手紙によると、ベラ・クルスのスペイン人がバルバドスに来訪し、約600人の黒人を購入した、と報告されている¹⁰⁵⁾。また、同じく1685年1月の手紙でも、スペイン人が同島で870人の黒人を購入した、と報告されている。他方、ジャマイカでも、1683年、当時のアシエント業者ボルシオの代理人に336人の奴隷が売却されている¹⁰⁶⁾。また、1685年11月-1686年3月の5ヶ月間に、今度はコイマンズの代理人に対して857人の奴隷が売却されている。スペイン領アメリカへの奴隷輸出は、その価格がイギリス領よりも高かったため、王立アフリカ会社にとって十分な利益をもたらしたようである。たとえば、1685年12月ジャマイカに来訪したロバート号の記録によると、113名の奴隷に1人当たり23ポンド10シリングの価格がつけられ、残り26名には13ポンド10シリングの価格がつけられている¹⁰⁷⁾。後者はおそらく子供の奴隷であろうと思われる。この全体を相加平均すると1人当たり21ポンド13シリングとなる。ジャマイカにおける当時の奴隷価格は17~18ポンドであるから¹⁰⁸⁾、スペイン領向け奴隷価格はこれよりも約20%以上高いことが分かる。会社にとって対スペイン領奴隷貿易は、奴隷の価格が高いために好ましいだけでなく、現金 (hard cash) で支払われたため有利であった。

けれども、1680年代の後半以降、会社のスペイン領への奴隷輸出は急激に落ち込んでしまう。デイヴィスは、この原因を2つ挙げている¹⁰⁹⁾。1つは、カリブ海域の海賊活動がイギリス領西インド諸島とスペイン領間の航行を妨げたことである。イギリス系の海賊活動は、ヘンリー・モーガン以降、1680年代には

105) Davies, *ibid.*, p. 329.

106) Davies, *ibid.*, p. 330; Donnan, *Documents*, Vol. II, p. 117.

107) Davies, *ibid.*, p. 330.

108) Davies, *ibid.*, Appendix III, p. 364.

109) Davies, *ibid.*, p. 333.

下火になっていたが、フランス系海賊は、エスピニョーラ島の北にあるトルチュガ島を基地にして活発な活動を繰り広げていた¹¹⁰⁾。Molesworth は、1686年に2回、海賊活動のために貿易が破壊された、と報告している。第2の原因は、アシエント内部の事情に関係している。この頃すでに、アシエントはオランダの金融業者コイマンズの手へ渡っており、奴隷輸送は主としてクラサオから行なわれていたため、イギリス領からの奴隷輸出は減退したのだ、とされている。

この貿易の減退の時期、Molesworth とジャマイカの76人のプランターは、スペイン領との貿易を促進させることを要望する決議文に署名した¹¹¹⁾。しかし、これは、島のプランターの一般的な見解を代表するものではなかった。彼らにとって、スペイン領に奴隷を輸出することは、最も良質の黒人をスペイン人に引き渡すため、島には不良奴隷 (refuse negro) しか残らないだけでなく、奴隷の一般的価格が上昇することにも不満であった。王立アフリカ会社は、ジャマイカプランターの一般的意向を無視して、アシエントの下請け契約に期待をつないでいた。そしてついに、会社は、1689年、以前ポルシオの代理人であったサンチャゴ・カスティリョ (Santiago Castillo) と下請け契約を取り交わすことに成功した¹¹²⁾。その結果、会社は、20ヶ月の間に2,000人の黒人をジャマイカで引き渡すことになった。しかし、時悪しく、イギリスがフランスとの戦争 (ウィリアム王戦争、1689-1697年) に突入したため、会社はこの契約を履行することができなくなった。これ以降、王立アフリカ会社は、南海会社がアシエント権を獲得し、その下請け業務を引き受けるまで、スペイン領アメリカへ奴隷を供給することを断念しなければならなかった。

一方、カスティリョは王立アフリカ会社との取引を諦めて、ジャマイカ在住のもぐり商人 (interloper) と取引契約を結んだ¹¹³⁾。また、ポルトガルのカシ

110) エスケメリング『カリブの海賊』、214ページ。

111) Davies, *op. cit.*, p. 332.

112) Davies, *Ibid.*, p. 334.

113) 1693年、第1回の契約が取り交わされたが、15年後の1708年になっても、カスティリョに対するクレジット残高は、86,014ペソにのぼっていた (Davies, *ibid.*, p. 334).

ューウ会社がアシエント権を獲得した時、ポルトガルは、イギリスに援助を求め、ジャマイカを奴隷の中央集積市場にする提案さえした¹¹⁴⁾。さらに、カシューウ会社は、カルタヘナに奴隷を送り込む契約を、Sir Stephen Evans, Jefferey Jeffereys, John Stafford, William Richardson などのロンドン商人と取り交わした¹¹⁵⁾。このように、1690年代以降、スペイン領アメリカへのイギリスからの奴隷輸出は、王立アフリカ会社ではなく、もぐり商人ないしは独立貿易商人の手によって行なわれた。この奴隷貿易の担い手の交代は、イギリス領西インド諸島向けの奴隷についても同様であり、イギリスの奴隷貿易全般の傾向であった。そして、1698年のいわゆる「10%法」¹¹⁶⁾以降、さらにこの傾向は強まっていった。18世紀初頭、フランスギニア会社がアシエント権を握っている間にも、独立貿易商人は、非合法に主としてジャマイカからスペイン領に多数の奴隷を輸出した。南海会社がアシエント権を獲得する前(1700-1713年)、独立貿易業者がスペイン領に送り込んだ奴隷の数は、毎年1,500~3,000人であった¹¹⁷⁾。イギリスは、いまや単独でスペイン領アメリカに黒人奴隷を供給しうる力量を付けていた。そして、イギリスは、「1663年にはまだ異教徒に与えられなかったスペインとの合意に着実に近づきつつあった」¹¹⁸⁾のである。

1595-1713年の期間にスペイン領アメリカに送り込まれた奴隷数をカーティンに依拠して挙げておくことにする。1595-1640年の期間に輸入された奴隷総数は、132,600人で、これは年平均約2,880人となる¹¹⁹⁾。1641-1713年の期間に

114) Donnan, *Documents*, Vol. II, p. 121.

115) Donnan, *ibid.*, p. 121.

116) この「10%法」について池本幸三氏は、次のように述べている。「1698年6月24日以後、ブランコ岬から喜望岬にいたるまで全イギリス臣民に貿易が開放されることになった。ただし、会社(王立アフリカ会社一筆者)は岩の維持の責任を負い、そのかわりに、かつてのもぐり商人、いまや独立貿易商人(separate trader)はアフリカ向け輸出品に10パーセントの従価税(ad valorem duty)を、および西アフリカ北部地方(ブランコ岬からマウント岬まで)からの輸入品にも同じ関税を支払うことになった(ただし、赤色染料木の輸入には5パーセント、上記以外からの輸入品は無税)」(池本「王立アフリカ会社」(2), 207ページ)。

117) Palmer, *op. cit.*, p. 98.

118) Donnan, *Documents*, Vol. II, p. 121.

119) Curtin, *op. cit.*, p. 25.

における年平均輸入奴隷数が3,880人として、その総数は283,240人であった¹²⁰⁾。

III ヌトレヒト講和と南海会社のアシエント条約

スペイン継承戦争終結のためのヌトレヒト講和、その中でもことにアシエント条約をめぐる交渉過程、およびイギリス南海会社の設立の経緯は、ヨーロッパ各国の思惑とイギリス国内の政治経済的条件が絡み合い、複雑な様相を呈している。ここでは、イギリスがスペインからアシエント権を獲得し、また、それと並行して南海会社が設立された経過を簡単に触れておくことにする。

まず、イギリス国内の状況から言えば、南海会社設立法案が1711年3月に庶民院で審議され始める直前、イギリス政府は、約950万ポンドにのぼる短期流動負債¹²¹⁾を抱え込んでいた。この莫大な流動負債は、1688年以降の度重なる長期の対外戦争の結果であった。1710年頃までには、国内の地主階級は、戦費調達のための重税政策に不満を感じ、ウィッグ党の攻撃的な戦争政策に真っ向から反対するようになった。また、ウィッグ党内の財界 (moneyed interest) グループは、党から離反し始めていた¹²²⁾。1709年の冷害による広範囲にわたる穀物不作のために、ヨーロッパ全体が不況に陥ったことも、戦争を清算しようとするトーリー党に有利に働いたようである。かくして、ロバート・ハーリー (Robert Herley, Earl of Oxford) 主宰のトーリー党は、1710年8月、ウィッグ党のマールバラ・ゴドルフィン政府に取って代わったのである。

しかし、ハーリーは、950万ポンドにのぼる国債をいかに処理するか、また、イギリスの名誉と利益のためにいかにして講和を進めるか、という2つの大問題を抱えることになった。彼は、思案を重ねた結果、この2つの課題の対角線上の交点に南海会社設立の計画を置いた。すなわち、流動負債を額面評価で南

120) カーティンは、1641-1773年の期間における年平均輸入奴隷数を3,880人と算定している (Curtin, *ibid.*, p. 25).

121) 正確な負債額は、9,471,324ポンド。この負債の支出項目は、海軍維持費、食料調達費、武器、輸送費などで、総じて軍事費がその大部分を占めていた (Sperling, *op. cit.*, p. 3).

122) Sperling, *ibid.*, p. 2.

海会社の株式に転換することによってその固定化を計り、その際、政府が年利率6%の利子支払いを同社に保証するだけでなく、投資者誘引策としてスペイン領アメリカへの奴隷貿易の独占権、すなわちアシメント権を同社に賦与しようとする計画であった。こうして、南海会社は、国債保有会社であると同時に奴隷貿易会社という2つの国策を体現する会社として計画されたのである。

ジョイント・ストック・カンパニーの株式と政府債とを引き換えるこうした方策は、南海会社に始まったわけではない。すでに、1694年、イングランド銀行は、120万ポンドの政府債を引き受ける代わりに、金融特権を付与されており、1697年には、さらに80万ポンドを引き受けている¹²³⁾。新東インド会社も同様に、1698年、200万ポンドを引き受ける代わりに「貿易特権」を付与され、1708年、さらに120万ポンドを引き受けている¹²⁴⁾。南海会社の設立は、単にこの方策を拡大したものにはすぎないが、唯一の違いは、新会社の全資本が国債に投資された債権から成り立っていたということである。したがって、貿易活動に必要な資本は、借入金として外部に依存しなげなければならないのである¹²⁵⁾。

会社設立をめぐる状況としてもう1つ述べておかなければならないことは、これを積極的に推進したトーリー党の狙いである。この年(1711年)の4月に行なわれた東インド会社およびイングランド銀行の新重役を選ぶための選挙の結果、両会社ともウィッグ党色のかなり濃い役員人事となった。東インド会社では、24人の重役のうち19人がウィッグ党推薦、4人がトーリー党推薦、残り1人が両党推薦の候補者が重役会を構成することになり、他方、イングランド銀行では、24人の重役全員がウィッグ党推薦の候補者が選ばれた(ただし、そのうち11人はトーリー党も推した両党推薦の候補者ではあったのだが)¹²⁶⁾。こうして、トーリー党は、両社の重役選挙においてほとんど完全に敗退してしまったので、

123) Sperling, *ibid.*, p. 4.

124) Sperling, *ibid.*, p. 5.

125) Sperling, *ibid.*, p. 5; 宮田「商人資本なる範疇について」, 35ページ。

126) Sperling, *ibid.*, p. 7.

ウィッグ党色を排した、自らのイニシヤティブを発揮しうる新会社を是が非でも設立したいと考えていた。そして、これによって党の財政的基盤を確保できるものと見込んでいた。南海会社は、トーリー党のかかる政治経済的目標を達成するための必要不可欠の手段であった。

南海会社設立法案をめぐる5月の審議過程において最大の論争点は、会社の重役をどのように選ぶか、ということであった。トーリー党は、女王の権限で役員を指命する方法を主張した。というのは、東インド会社やイングランド銀行と同様に株式保有者がその持株数に応じて重役を選ぶ権限を保有することになれば、ウィッグ党が会社の支配権を獲得することは確実であったからである。トーリーは、ウィッグにこれを絶対に許してはならなかった。結局、この議論は採決に掛けられ、トーリーが100対29の大差をつけて勝利した¹²⁷⁾。

このようにして、南海会社(The Company of Merchants of Great Britain trading to the South Sea and other parts of America)は、1711年9月25日営業を開始する運びとなった。34名からなる重役会のほとんど全員が、トーリー党系の商人、金融業者、政治家などによって構成されていた。そのうち、13名は先の東インド会社、イングランド銀行の選挙で敗れた商人の中からオックスフォード(ハーリー)が指命した者で、また、イングランド銀行に敵意を抱く元刃剣製造会社(The Sword Blade Company)グループの4名¹²⁸⁾も含まれていた。オックスフォード自らが総裁(governor)の座に就き、副総裁(sub-governor)には Sir James Bateman が、総裁代理(deputy-governor)には Samuel Ongley が着任した。

社内組織は、イングランド銀行を模倣して整備された。当初、7つの常任委員会と臨時の問題を処理する特別委員会が設けられ、これらの委員会がほとん

127) Sperling, *ibid.*, p. 7.

128) スパーリングによると、この刃剣製造会社は、1691年設立され、金融業にも手を広げていったらしい。南海会社設立とともにオックスフォードは、この会社の構成メンバーであった John & Charles Blunt, George Caswall, Jacob Sawbridge の4人を重役に指名した(Sperling, *ibid.*, pp. 5-7).

どすべての社内業務を統括していた¹²⁹⁾。総裁手当は、年500ポンドで、副総裁同300ポンド、総裁代理同250ポンド、その他の重役同150ポンドであった。本社では重役以外に50人近い従業員が、出納係、会計事務員として雇われた。また、株主総会は、毎年2回、9月と3月に定期的に開催されることになり、会社の営業に関する決算や重要な決定はこの株主総会で承認されることになった。社内にトーリー派的秩序が確立して以降の各重役の選挙は、1,000ポンド以上の株を所有している株主によって行なわれた¹³⁰⁾。このようにして、1712年2月までに、南海会社の組織整備はほぼ完了し、本格的な営業を開始できる体制が整ったが、スペイン領アメリカとの貿易独占権をめぐる交渉は長引き、この時点ではまだその決着には到っていなかった。

スペイン継承戦争講和のためのイギリス-フランス間の交渉は、1710年7月にすでに開始されていた。しかし、この交渉は遅々として進まず、7項目の一般的合意に達したのは、次の年の5月になってからであった。この第1項では、スペイン本国およびスペイン領アメリカにおけるイギリスの貿易特権が約されていた¹³¹⁾。そして、その年の10月までにこの貿易特権がより具体化された。当初、イギリスは、スペイン領との通商を現実的に保障するため、4つの要塞化した保護貿易港 (security ports) を要求していた。フランス側は、この要求が実現されると、フランス-スペイン間の通商は短期間に破壊されることを承知していたが、もしスペインがこれに同意すれば、かかる犠牲を払っても講和を買いとる腹づもりであった¹³²⁾。しかし、スペインのインディアス枢機会議がこれに激しく反対したため、イギリスは、カディス港におけるイギリス商品の関税を引き下げること、およびアシエントの契約期間を10年→30年に延長することと引き換えに、この保護貿易港の要求を取り下げることになった。アシエ

129) 常任委員会としては、購買委員会、船積委員会、財務委員会、通信委員会などがあり、特別委員会としては、アシエント委員会、訴訟委員会などがあった (Sperling, *ibid.*, p. 16).

130) 投票権は、1,000ポンド=1票、3,000ポンド=2票、5,000ポンド=3票、1万ポンド=4票であった (Sperling, *ibid.*, p. 17).

131) Sperling, *ibid.*, p. 10.

132) Scelle, "The Assiento," p. 651.

ント期間の延長には南海会社の權益を拡大しようとするトーリーの党派的利害が絡んでいたことは明らかである。この時点で、イギリスの対スペイン通商特権の中で最重要の項目はアシエントとなった。

その後、交渉の舞台はマドリッドに移され、すでにフランスとの間に大筋でまとまっていた線に沿って、イギリス-スペイン間の個別交渉が行なわれた。参戦したすべての列強の全権大使がエトレヒトにおいて講和のための大問題を討議している最中に、イギリスとスペインは、それとは別にスペイン領アメリカに関する貿易交渉を行っていたのである。無論、これは秘密交渉であったが、その内容の一部はオランダに漏れていた。オランダは、イギリスがスペイン領に足場を獲得し、他のすべての国を廃除するのではないかと恐れて、自分達にもアシエントの分け前を寄越すようにイギリスに要求した¹³³⁾。しかし、オランダの抵抗は、次第に減少していったようだ。

マドリッド駐在イギリス大使レキシントン (Lexinton) とフェリーベ5世の全権公使モンテーレーオン (Montéléon) との間で討議された交渉事項の中には、①フランスからイギリスへのアシエント権の移転、②スペイン領アメリカにおける商館(南海会社)の場所の選定、③スペイン本国に対するイギリスの貿易権、④カディス港でのイギリス商品の関税引き下げ、などの問題が含まれていた¹³⁴⁾。この交渉過程で、イギリスは、④の関税引き下げの要求を放棄し、その代わりに毎年1回スペイン領のある都市で開かれる定期市 (annual fair) に500トンの年次船を送ることができる権利を獲得した¹³⁵⁾。後で述べるように、もちろん、この権利は、南海会社に独占的に譲渡されたアシエント権の中に含

133) Drummund (アムステルダム駐在イギリス大使) は、1712年4月25日付のオックスフォード宛の手紙の中で、「オランダ西インド会社は、『自分達がアシエントの分け前をどれ位貰えるのか』と連日催促して私の回答を引き出そうとしています」と述べている (E. Donnan, "The Early Days of the South Sea Company, 1711-1718," *Journal of Economic and Business History*, Vol. II, No. 3, May 1930, p. 425).

134) Sperling, *op. cit.*, p. 13.

135) この特権は、ポルトガルのカシューウ会社やフランスのギニア会社に対しても、それぞれのアシエント期間中に、スペイン例外的な恩典として1回だけ与えられたことがある (Scelle, "The Assiento," p. 653).

まれた。この点に関しても、先のアシエント期間の延長と同様、南海会社を自らの政治経済的支柱にしようとするトーリーの党派的利害が働いたことは間違いない。

こうして、イギリス—スペイン間のアシエント条約は、1713年3月26日に締結された。スパーリングは、これについて次のように述べている。「その最終調印の形態からすると、イギリスのアシエントは、1528年、スペインがアメリカ植民地に奴隷を供給するための援助を初めて外国人（ウェルザー家——筆者）に求めた時以来発展してきた、その頂点を画するものであった」¹³⁶⁾。すでに述べたように、フランスが取り交わしたアシエントは、実質上はともかく形式上は契約であったのに対して、イギリスのアシエントは、イギリス—スペイン両国間の条約の一部として締結され、言葉の真の意味での国際条約であった。このため、このアシエントは、両国間の外交政策に重大な影響を与えるばかりでなく、逆に、両国間の紛争に巻き込まれることは必定であった。

イギリス—スペイン間のアシエント条約は、本条項42、追加条項1から成り立っている¹³⁷⁾。この条約内容は、フランスギニア会社の契約を基本的に踏襲したものであるが、アシエント期間の延長（10年→30年）および年次船の派遣という重大な改変も加えられた。以下、本条約の内容を簡略に述べておく。

1) 契約期間は、1713年5月1日から1743年5月1日までの30年間とし、アシエント業者は（以下業者と略す）、毎年4,800単位（piezas de Indias）¹³⁸⁾の黒人奴隷をスペイン領アメリカに輸出することができる（第1条）。2) スペイン王室に納める税金は、奴隷1単位当たり33⅓ペソ（pieces of eight）で、これ以外の様々な植民地税はすべて免除される（第2条）。ただし、課税対象は4,000単位までで、残りの800単位は免税される（第5条）。3) 業者は、条約発効時から4ヶ月以内にスペイン王室20万ペソ前貸しすること（第3条）。4) 奴隷は、大西洋側の「北の海」に面するす

136) Spering, *op. cit.*, p. 13.

137) Davenport, *op. cit.*, Vol. III, pp. 167-185 (Documents No. 98).

138) 本条約第2条の中で、pieza de indias とは、スペイン領アメリカにおけるこれまでの慣行に従い、通常の規準として身長7クォーター（約160cm）以上、若くて欠陥のない奴隷、と定められている。脚注72）も参照のこと。

べての港 (all the ports of the North Sea) に輸出されうる。ただし、ブエノス・アイレスには毎年1,200単位¹³⁹⁾輸出してもよい(第8, 9条)。5) パナマその他の港からペルー向けの奴隷を積出してよい(第10条)。6) 業者のスペイン領の各商館に4~6名より多くの駐在員を置いてはならない(第11条)。7) 業者は、アメリカの各港や主な地域における紛争を処理するために、総領事 (judges conservators) を指命することができる(第13条)。8) アメリカのスペイン役人は、業者の船や商品を押収してはならない(第14, 15条)。9) イギリス以外の諸国による密輸活動の禁止(第18条)。10) イギリス王室およびスペイン王室は、それぞれ業者の貿易資本の $\frac{1}{4}$ (100万ペソ) ずつ出資すること(第28条)。11) 業者は、5年毎に決算報告を行なうこと(第29, 30条)。12) 業者は、奴隷の健康を回復させるために、各商館の近くに一片の土地が与えられる(第35条)。

最後に、追加条項として、業者は、条約期間中毎年スペイン領のある都市で開かれる定期市¹⁴⁰⁾に500トンの年次船を1隻派遣し、そこで商品を売却してもよいこと、とされた。ただし、これによって得られる利益の28.75%は、スペイン王室に納めること、とされた。

こうして、イギリス-スペイン間のアシエント条約が締結され、1713年6月には南海会社は、アシエント権の公証許可状を受け取った。けれども、条約内容上の問題¹⁴¹⁾のために、正式の受領は1714年8月まで延期された。この間、会社の最初の船が、1713年11月5日、280人の奴隷を運ぶために派遣され、奴隷を積んでスペイン領に向かったが、当地の役人に拒否された。このため、そ

139) このうち、800単位はブエノス・アイレスで処分され、400単位は奥地で処分されること、とされた(第9条)。

140) この定期市は、16世紀にすでにスペイン領で開かれていた。これが開かれる都市(港)には、植民地各地から人々が集まり、スペイン本国から運ばれてきた様々な商品が売り捌かれた。そして、金、銀その他の植民地物産が本国に持ち帰られた(ウィリアムズ『コロンブスからカストロまで』I, 50ページ)。

141) 会社は、条約内容を知って啞然とした。というのは、会社の利益のうち、28%はスペイン王室、22.5%はアン女王、7.5%はギリガン(Gilligan, アシエント交渉の際、レキシントンの補佐役を務め、その締結に重要な役割を果たした)に分配されること、と規定されていたからである。重役会は、スペイン王室の取り分については致し方がないとしても、女王とギリガンの取り分を認めることができなかった。両者にそれぞれの取り分を放棄するように説得を重ねた結果、6月29日に女王の、11月7日にギリガンの権利は無効にされた(Sperling, *op. cit.*, p. 19)。

の船荷をジャマイカとバルバドスで処分せざるをえなくなったので、会社は大きな損失を被った¹⁴²⁾。これは、会社にとって幸先の良いスタートではなかった。南海会社の奴隷貿易活動が順調に軌道に乗り始めるのは、漸く1715年頃からである。

142) ·Donnan, "The Early Days of the South Sea Company," p. 443.